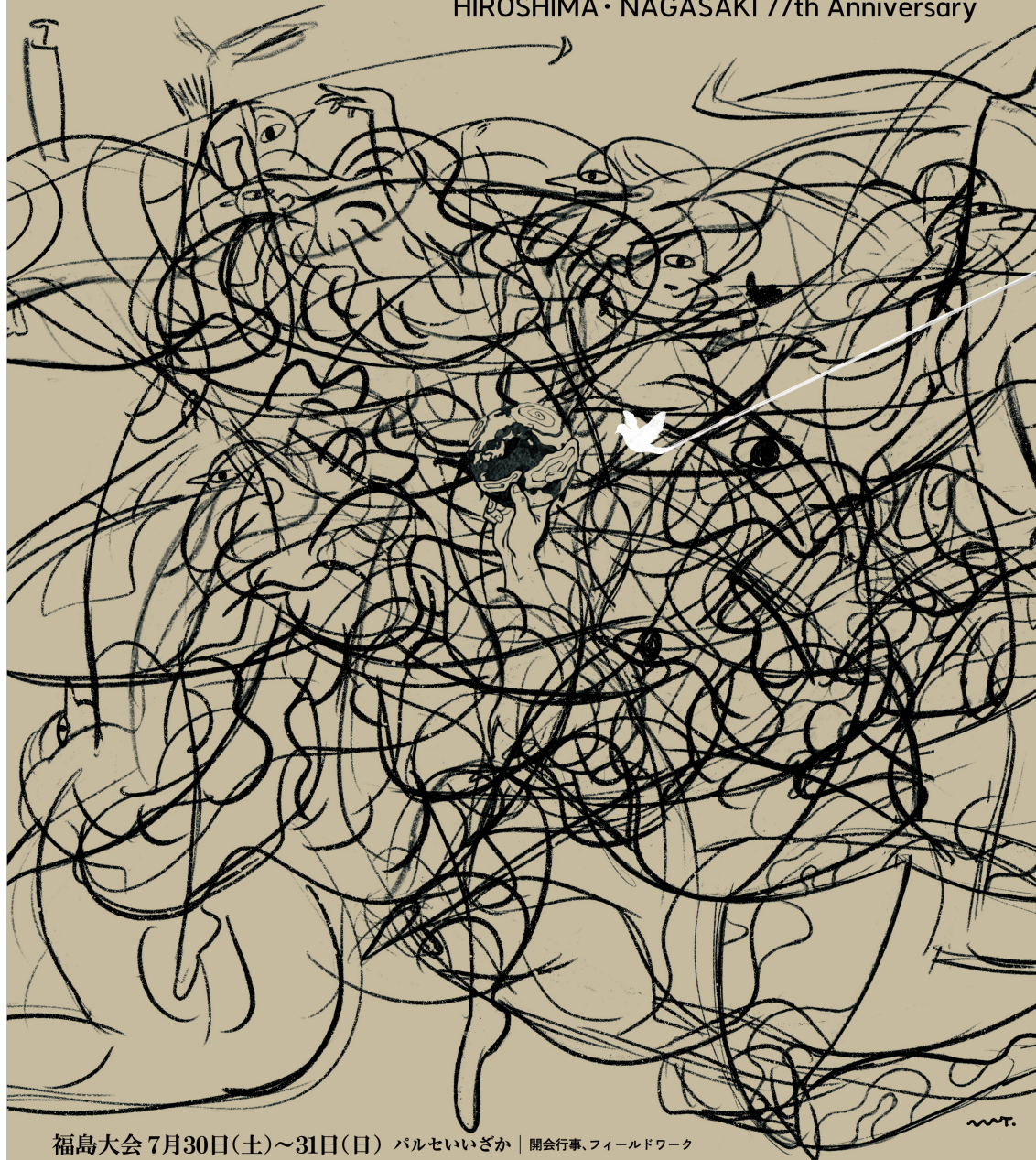


News Paper

核も戦争もない平和な21世紀に!

被爆77周年 原水爆禁止世界大会
HIROSHIMA・NAGASAKI 77th Anniversary



福島大会 7月30日(土)~31日(日) パルセいいざか | 開会行事、フィールドワーク

国際シンポジウム 8月5日(金) ホテルチューリッヒ東方2001
YouTube原水爆禁止チャンネルでも配信/核兵器課題

広島大会 8月4日(木)~6日(土) 広島県立総合体育館・大アリーナ | 平和行進~開会行事、分科会、閉会行事

長崎大会 8月7日(日)~9日(火) 長崎ブリックホール 国際会議場・大ホール | 開会行事、分科会、閉会行事~平和行進

主催: 被爆77周年原水爆禁止世界大会実行委員会 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館内 TEL:03-5289-8224 FAX:03-5289-8223 <http://gensuikin.peace-forum.com/>



被爆の惨劇から77年が経過しました。原水禁は、「核と人類は共存できない」ことを基本に、核兵器廃絶・脱原発・ヒバクシャ援護にとりくんできました。被爆の実相とヒバクシャの思いは、2021年、核兵器は非人道的でありその全てを禁止するとして「核兵器禁止条約」を発効させました。しかし、核兵器をめぐる現状は危機的です。

今年2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻しました。侵攻に際して、ロシアのプーチン大統領は「ロシアは世界で最強の核保有国の一つであり、我が国への攻撃が、侵略者に悲惨な結果をもたらす」と核兵器での威嚇を行いました。戦争を抑止するとしていた核兵器は、戦争を推進する力となっています。核保有国は、「核の近代化」を続け、限定的核兵器使用が現実味を帯びています。

ウクライナ戦争が拍車をかけた世界的なエネルギー危機は、再生可能エネルギーの普及を加速しなければならぬことを示しています。気候危機を悪化させる石炭を維持することや、ウクライナ戦争で戦闘に巻き込まれることでさらに過酷事故の危険性が大きいことが確認された原発で、ガスや石油の代替はできません。気候危機へのとりくみと脱原発は、中断できないのです。

もくじ

「核をなくしたい」願いを広めて、声をあげ続ける

川副忠子さんに聞く…2

核兵器禁止条約(TPNW)第1回締約国会議………4

復帰50年沖縄県民の反戦闘争をふりかえる………6

植民地主義とアイヌ遺骨問題………8



―被爆当時の記憶は覚えていないということでしたが、具体的にご自身の記憶の中で原爆のことについて、ご家族の方に話を聞くことになったきっかけはありますか。

日常的によく原爆の話はしていました。お盆のころに親戚が集まると自然と原爆の話をしていた記憶があります。私自身の記憶では、浦上にあった病院の建物や工場の煙突などが曲がっていたり、浦上天主堂がガラガラと崩れていた様子を覚えています。具体的な行動などについて母に話を聞いたのは教員になってからです。教員になってから、「やっぱり原爆のことも教えるよね」ということで改めて母に話を聞きました。母は自身の体験を原稿用紙にまとめて文章で残していました。私たち家族が被爆の瞬間に何をしていたか、その後祖父のふるさとに疎開することになるのですが、途中どういった光景や出来事があったかなど、話してもらいました。疎開先に向けて鉄道線路を歩いている時に、長崎から逃げ出す人の列が続いていたこと。そしてその人々の姿が、裸同然であったり、焼けた皮膚を指先から垂らしていたり、男性なのか女性なのかわからなかったことなどです。

―聞いた話はご自身の授業の中で子どもたちにも話されたのでしょうか。

1970年に長崎で「被爆教師の会」というものが立ち上がりました。それまでは原爆のことを授業で扱うという特別な感じでもなく、「知っていて当然」という雰囲気だったのです。ところが子どもにアンケートをしたところ、「被爆のことを知らない」という子どもたちが出てきました。知っている子たちでも、話を聞いたことがあるのは家族や地域の方から、ということでした。やっぱり私たち教員も自分の口で子どもたちに語らなければならないという意識になりました。

はじめは色々な教材を作りました。その中でも私が印象に残っているのが「平和カレンダー作り」です。10人ほどで月ごとを担当し、カレンダーに写真を載せてその説明をつけるといった教材です。組合として

かわぞえ ただこさんプロフィール 1歳半の時に長崎で被爆。幼かった被爆当時の記憶は残っていないものの、母や叔母から聞いた話を学校や修学旅行生に語っています。6月に開かれた核兵器禁止条約第一回締約国会議では現地ウィーンを訪れ、前段のICAN主催による市民フォーラムのなかで、ご自身が原爆によって被った体験を述べられました。

今回は被爆の実相をどのように伝えてきたか、核兵器廃絶に向けてどのような思いであるのかを中心にお話いただきました。

のとりくみでしたので、教育委員会や管理職からは「偏向だ」という理由でそのカレンダーを外すように言われたり、時には教室に飾っていたものを取られたりすることがありました。学校に被爆者の方をお呼びして、体験を話してもらうときにも「教員じゃない者が教室で授業をしてはならん」と言われたこともありました。今となっては笑い話ですが、当時はそういった行為に対して、多くの先輩方と一緒に「それはおかしい」という声を挙げてきました。今では教育委員会が予算をつけて、学校で被爆者の話をしてもらうようになっています。経験を重ねてくると、新採用の方や若い方々に、校長から「どうぞ『平和教育』の研修をお願いします」と言われ、何度も話したことがあります。私たちは「平和教育」と言い、教育委員会は「平和に関する教育」と言う微妙な違いがあることから感じてもらえることはあるのではないのでしょうか。

授業をするときは、はじめはどちらかと言えばこちらから「教える」というスタンスになっていたと思います。伝えたいことを話していく形です。経験を積んでくると、少しずつ子どもたちの反応を基に話ができるようになってきました。「教える」形から「双方向」に近くなっていくイメージです。これはどの授業でも同じですね。子どもの表情や反応から話ができるようになるには時間がかかるのだと思います。

―そういった教育の実践の中で、こういった気づきや発見がありましたか。

平和教育の教材を作って実践を重ねていくと、どう考えてもこれは人権の問題だと感じるようになりました。戦争は最大の人権侵害です。例えば、戦時中にあった配給制度では、男女で差がつけられ（男性が多く女性が少ない）、障がいがある人の配給も減らされていました。同じ平和教育の実践を考えるグループの中に、当時の盲学校での空襲警報避難訓練のことを調べている方がいて、その大変さといったものすごいものだったと思われます。それでも戦後そういったことがあまり知られていない。やはりこれは大きな人権問題だと。そう考えるようになりました。

—ご自身の体験などを話しているときの子どもたちの反応はどのような感じでしたか。

修学旅行生や学校行事として聞いている子どもたちは前後で学習をしていることもあるのでしょう。とても真剣に聞いてくれています。私の話は考えるきっかけになればと思っています。大事なのはそれを聞いた子どもたちが何を受け取るかです。修学旅行で聞いてくれた子どもたちは、もしかしたら中身などはあまり覚えていないかもしれませんが。それでも「そういえばそんな話も聞いたことがあるな」と記憶の片隅にでも残ってくれるだけでも良いと思います。子どもたちがどのように育っていくかについては、その子の人生の自由です。

—今回の核兵器禁止条約第一回締約国会議の開催にあたり、現地に行かれてどのように感じられましたか。

やはり「言葉」は大切だということです。自分から話しかけていくには言葉（英語）ができないと、なかなか難しいです。高校生が自分たちから話しかけている姿を見て、ああやって外国に来たら行動しないといけないなと感じました。黙って待っているだけでは伝わりませんね。

それでも、私の話を聞いてくれたフィジーの方が、「核実験が行われたという事実が伝わっていない世代や人に対してどのように伝えていけば良いでしょうか」と問いかけてくれました。とても良い問いかけをしてくれました。私はすでにお話したように平和教育の話や「被爆教師の会」で発信していった話をしました。とても真剣に頷きながら聞いてくれる姿を見てうれしく感じましたし、とても答えやすかったです。イタリアの方からは「どうやって核をなくせば良いか」という質問ももらいました。この方は「核の傘」のもとにいて、核の怖さを感じているのだと思います。私は、「一緒に」核をなくしましょうね、という内容の話をしました。

以前、国連本部を訪れた時にも「当事者が話してくれる内容は力がある」と、言ってもらった経験があります。私の話はどうしても直接自分の記憶ではなく、聞いた話になる分、迫力に欠けます。それでもそうやって関心を寄せてくれることから、世界の中でヒバクシャが語っていくことは重要なことなのだと感じます。

あとは、市民社会フォーラムの運営であたり司会であたりと中心になって活動されている方々の年齢層が若いということです。若い方々が自分たちで考えながら行動している姿を見て、それも一つの価値があって良いと感じました。日本でも平和運動を次の世代へ、どのように継承していくかが課題となっています。高校生平和大使が注目されていることも、その表れなのだと思います。



—今後の核兵器廃絶にむけて、どのような期待と思いを抱かれますか。

締約国会議がどのようにまとまるのかという思いはありました。前進はすると思うのですが、NPTとの関わりが課題になると思います。「核保有国」がまともではありません。今回の核兵器禁止条約に署名・批准している国は核兵器を持たない「小さい国」が多いと思います。核の被害を受けている国が「小さい国」が多いからだとも考えられます。ロシアはウクライナ侵攻を始める直前に、核兵器保有国の共同声明を発出していました。それでもすぐに侵攻して、ああいった核兵器を威嚇の材料とするような発言をしています。その発言をどのように理解していくのか、私は実際に核を使うぞという発言に感じました。そういう発言ができてしまうことに怖さを感じています。

そういったことから、NPTにはあまり期待はできません。ただ、締約国会議にNATOの国からも参加がありました。あそこに参加するということは本質的には「核をなくしたい」と思っているからだと考えています。そういった「核をなくしたい」願いがどんどん広まって、行動する国が多くなっていくことを願います。

日本はもちろんその中に入っているのに、という思いもあります。今回の締約国会議に参加しなかったことは、日本の歴史に傷がついたと考えられます。「懸け橋になる」という言葉が宙に浮いて、嘘のように思えます。

意識として「核兵器をなくさないといけない」という思いはNATOの人たちも持っていると思います。ただ、具体的に自分から核をなくすかとなると、それは難しいということになります。核兵器を持っていることを力として使っているからです。

私たちが被爆者として発言することは、世界から「当事者の発言」として認められ、力を持ちます。締約国会議に参加しないことが、そういう力に反してしまうことを危惧しています。毎年国連にも特別決議を提出していますが、賛成が減ってしまうのではないのでしょうか。だからこそ、私たちは継続して声をあげ続けることが重要だと考えています。

- 2017年7月7日、国際連合（国連）加盟193か国中122か国の賛成で採択され、2020年10月24日、条約発効条件を満たし、2021年1月22日に発効した。
- 条約の内容は核兵器が「国際人道・人権法」に反する「非人道兵器」であるとして核兵器の開発・実験・製造・備蓄・移譲・使用・威嚇としての使用を含めて禁止するもの。
- 署名国・地域数は86、批准国・地域数は66【2022年7月13日現在】
- 日本は署名・批准もせず、国連加盟国に認められているオブザーバー参加もしなかった。

核兵器の非人道性について、認識の共有をはかる2つの道筋

・核不拡散条約（NPT）再検討会議

2012年5月、「2015年NPT再検討会議準備委員会」によって「核兵器の人的影響に関する共同声明」が提案され、2015年4月には159か国による共同提案となりました。この声明に日本政府は「米国の抑止力に頼る我が国の政策と相容れない」として拒否していましたが、唯一の戦争被爆国であり、核兵器の非人道性を体験した日本に対して、賛同しないことへの国内外から大きな批判が起きました。結果として日本政府は4回目の声明以降賛同し、世界の多くの国が核兵器の非人道性について認識することにつながりました。

・核兵器の人的影響に関する会議

第1回2013年3月オスロ（ノルウェー）、第2回2014年2月ナヤリット（メキシコ）、第3回2014年ウィーン（オーストリア）と、有志国政府により、核兵器の非人道性に関する認識を共有することを目的に国際会議が開催されました。第3回のウィーンでは158か国の政府代表などが参加し、核保有国の米国・英国も参加したことによって核兵器禁止条約交渉へとつながりました。核兵器の非人道性について、被爆者が語る話は大きなインパクトをもって受け止められ、認識を深めるための役割を果たしました。

TPNW 第1回締約国会議の内容

2022年6月21日から23日の3日間にわたり開催され、49か国の締約国、34か国のオブザーバー参加国、国際機関85団体の関連するNGOの代表者が集まりました。条約の効果的な実施に向けた「科学諮問グループ」の設立が決定し、メンバー構成については90日以内に候補者の推薦を行うとしています。次回の締約国会議は2023年11月27日から12月1日にニューヨークの国連本部でメキシコを議長国として開催すること、条約の普遍化に関する非公式作業部会を設置し共同議長を南アフリカとマレーシアが務めること、第2回締約国会議に進捗状況をチリが報告することが決定しま



市民社会フォーラムの開会行事
幻想的な会場です。

した。会議の中では、カザフスタンから「安全保障の諸条件が核軍縮に有利になることは決してなく、逆に核軍縮は安全保障を向上させる。したがって、NPTは強化されるべきであり、TPNWはそのための存在だ」という発言があり、TPNW第1回締約国会議のアレクサンダー・クメント議長は、TPNWとNPTが相互補完関係にあることを「明確なメッセージ」であると述べ、総括しました。

今回の会議では成果文書として最終報告書、ウィーン行動計画、ウィーン宣言の3つを採択しました。

50項目からなる行動計画では、主にTPNW実施の促進を目的とし、具体的手順と行動を定め、役割と責任について詳しく述べています。条約の普遍化に向けては条約に参加していない国でも、NPT締約国で核兵器を保有していない国、現在自国の安全保障を核兵器に依存していない国、非核兵器地帯を遵守している国など状況はさまざまであり、違いを考慮する必要があるとしています。宣言では、主に核抑止論の誤りや核兵器の使用の威嚇を明確に非難し、核保有国が安全保障政策に核兵器をより重視していることを指摘したうえで不穏な動きを直ちに停止させることを強く求めています。

特に行動計画については今後どこまで進められるか、締約国・地域のみならず世界中の核兵器廃絶を願う多くの市民による運動に期待がかかります。

TPNWとNPTの「相互補完関係」が描く核兵器廃絶の道

TPNWはNPT体制のもと、遅々として進まない



オーストリア政府主催の核兵器の
人道的影響に関する会議

核兵器保有国による核兵器軍縮に業を煮やした非核兵器保有国が中心となって成立させた国際条約です。先述の通り、締約国会議ではNPTと「相互補完関係である」ことを重視した宣言も出されていますが、実質はNPT体制が認めている核兵器保有5か国（国連の安全保障理事会常任理事国）が掲げる「核抑止論」を今後も継続させていくことはできないとする決意の表れとも言えます。NPTは核保有国が参加している唯一の国際条約であり、その枠組みがこれまで一定の核拡散抑止に効果があったとしても、今後も核兵器保有国の核軍縮に向けた行動が滞るようであれば、未来を見出すことはできません。8月に開催されるNPT再検討会議では、NPT第6条にある通り、核軍縮について「誠実な交渉」が行われ、TPNW第1回締約国会議から引き続く、具体的な核軍縮の道筋を示さなければなりません。

ロシアによるウクライナ侵攻によって、いわゆる大国と呼ばれるロシアの国際的信用は地に落ちました。あわせて核兵器保有を威嚇の材料としたことから、「核抑止論」は最悪の結末を迎えることになり、すでにその理論は破綻したと考えざるを得ません。核兵器保有が「侵略戦争の継続」を可能にしてしまっているのです。ロシアに対して、NATOをはじめとする他の国が報復行為として攻めてくるようなことがあれば、核兵器を使用して反撃する準備をしているので、手を出すなどということです。

「核抑止論」はそもそも核兵器を持っている国同士の緊張状態から、互いに侵攻しない・戦争しないということで成り立っていました。米ソ冷戦体制下で核兵器開発と保有が進められたことから、どれだけ保有しているかによって牽制しあう材料とされてきました。そのこと自体が問題であると捉えていますが、今回のように、核兵器保有国が軍事侵攻し、戦争を起こすことなど多くの人々が想定していなかった事態と考えられます。「ロシア・ウクライナ戦争」については米国の代理戦争という側面も持つだけに、事実として核兵器保有を威嚇の材料に使うことなど許されることではありません。

また、ロシア軍はウクライナにあるチェルノブイリ原発やザポリージャ原発を攻撃・占拠しました。

ひとたび戦争状態になれば原発は「核兵器」となり得ます。「核の平和利用」としての原発は、ジュネーブ条約による国際条約で侵攻してはならないとありますが、結果として世界を「核の脅威」に落とし込む可能性があることが明らかになりました。

今回のロシアによるウクライナ侵攻によって明らかになった「核の脅威」からののがれるためには、TPNWが対象とする核兵器の全廃を実現させることとあわせて、原発をはじめとする「核の平和利用」なるものも廃止させていく必要があります。それはこれまでの原水禁運動が大切にしてきた「核と人類は共存できない」という理念を実現させることのほかありません。

今後の日本政府に求めること

将来的な核の全廃に向けた道筋を描くうえで、TPNWに日本政府が批准・署名することは当然のことと考えます。まして世界の国々からは、戦争による被爆を経験した唯一の国として、毎年国連総会に核兵器廃絶決議を提出している国として、注目されていることは言うまでもありません。核兵器の非人道性会議の中では、ヒバクシャがその実相を訴える場面もあり、国際的に核兵器の非人道性についての認識を深める上で、大きな力を発揮してきました。

日本政府は米国の「核抑止力」に頼るのではなく、核兵器保有国と非核兵器保有国の間で責任のある役割を果たし、真の「橋渡し役」を担う必要があります。原水禁は今後も、核のない平和な世界の実現に向けた具体的な行動を日本政府に求めて、運動を進めていきます。

(たに まさし)



ウィーン市内を自転車で回って
核廃絶を訴える高校生

復帰 50 年—沖縄県民の反戦闘争をふりかえる

木村 辰彦（沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック）

はじめに

1972 年の沖縄返還は、日米安保のアジア安保への拡大と、沖縄の日米共同軍事基地化でした。県民にとっての復帰 50 年は、日本政府による基地の強化に対する抵抗の歴史です。現在までの主要な闘いを年代を追って紹介します。

1970 年代の反戦闘争

①自衛隊配備を許さない闘い

復帰と同時に強行配備された自衛隊は、沖縄戦体験者にとって旧日本軍と重なり、県民の多くは自衛隊の配備に反対でした。労組、平和団体は県民の声を受け止めて、自衛隊の組織的宣撫工作阻止闘争を闘い抜きました。自衛官の各種行事への参加、成人式への参加、琉大への入学などへの阻止です。特筆すべき闘いは、キビ作農家に自衛隊がキビ刈り支援を申し出たことに対し、自治労がのべ数千人の組合員をキビ刈り援農に動員し、自衛隊の介入を阻止した闘いです。

さらに県民の反自衛隊の思いを受けたいくつかの自治体でも、自衛官募集業務の拒否が行われ、沖縄県は、1979 年まで、全国で唯一自衛官募集業務を拒否し続けました。

②県道 104 号線越えの実弾演習阻止実力阻止闘争（1973 年～1977 年）

米軍が恩納村の喜瀬瀨原（キセンバル）地区の村民の生活道路を封鎖し、集落のほぼ真上を実弾が飛ぶ砲撃演習を強行し、それを阻止すべく、社会党系



正面が恩納岳。右側が米軍の実弾演習で禿山となった金武岳、ブート岳。（県道 104 号線から）

の労組員が村民の支持も得て決死の覚悟で、砲弾の着弾地点に潜入し、数回にわたり実弾演習を阻止しました。この労組員の命をかけた闘いは「キセンバル闘争」と呼ばれて多くの県民の共感を得ました。

③安保に風穴をあけた反戦地主の闘い（1977 年）

復帰を前にして、約 3,000 名の反戦地主（基地内にある土地の防衛施設庁との契約を拒否し、返還を求める地主）の闘いは、日本政府にとって基地の安定確保の大きな障害物でした。そこで政府は公用地等暫定使用法を 1971 年の国会で強行成立させ、1972 年から 1977 年まで米軍支配下で公用地（事実上は軍用地）として使用されていた土地の強制使用

を行いました。その後政府は反戦地主を解体しようとしたが、1977 年の強制使用期限切れの時に、三百数十名の反戦地主が残ったため、公用地法を再延長するために、沖縄戦で焼失した地籍を明確にするとして地籍明確化法を制定しようとした。反戦地主や総評、野党は、この法律の目的は地籍の確定ではなく軍用地の確保であるとして闘い、その結果成立が 4 日間延びて 5 月 18 日になります。成立までの 4 日間は、法的空白期間が生じ、米軍の不法占拠状態をつくり出し反戦地主が基地内の土地に立ち入りました。この闘いは、反基地闘争の新たな地平を切り開きました。

1980 年代の反戦闘争

①恩納村の都市型戦闘訓練施設建設阻止闘争

1988 年に恩納村の集落の近くに、米軍が海兵隊の射撃訓練のための都市型戦闘訓練施設の建設を強行しました。これに対して、村民と村職労が共闘し、連日機動隊の排除に屈することなく、座り込み闘争を貫徹し、工事用車両の搬入を阻止し、建設を断念させます。

②本部町豊原区への自衛隊 P 3 C 通信基地建設阻止闘争

防衛施設庁は、1987 年に P 3 C 通信基地の建設を進めます。それは本部町豊原区で復帰前に返還され、米軍が原状回復を拒否し、厚さ 1 メートルの滑走路の跡地の利用のメドが立たないことに目をつけたからです。復帰後自衛隊は米軍基地を肩代わりして配備されましたが、初の民間地への配備です。これに対し、区民は数年にわたり工事用車両の搬入を阻止する闘いを展開します。自治労、北部地区労の労組員、市民団体は、区民が阻止行動に参加できるように、援農闘争を取り組み、共に阻止闘争を闘い抜きました。この闘いは、その後 1994 年の護憲連合協力の東京行動（17 万名署名提出）の展開、町議会での反対決議、基地反対の町長の誕生（保守系）へと続き、2002 年に防衛施設庁は建設を断念します。

③反戦地主と一坪反戦地主の闘い

政府は反戦地主の土地を駐留軍用地特別措置法で 1982 年から 1987 年まで強制使用を続けます。1982 年に反戦地主を支援するために嘉手納基地内の地主の土地を一坪ずつ共有化する一坪反戦地主運動が始まりました。この運動には労組として組織で反戦地主を支援している違憲共闘会議傘下の多くの労組員も結集しました。期限切れ前の 1984 年から防

衛施設庁は反戦地主を抹殺するための攻撃をかけてきました。それはこれまで5年間だった強制使用期間を、上記法律によって20年間に延長しようとしたのです。これに対し、反戦地主、一坪反戦地主をはじめ、これまでは支援者だった一坪反戦地主の労組員1人1人が、自ら当事者として参加し、闘いは大きく高揚し、期間を10年に短縮させます。

こうした反戦地主の闘いは、契約期限切れの1992年には、復帰の時に契約した地主から、新たに契約を拒否する数十名の反戦地主を登場させます。

1990年代の反戦闘争

①米兵による少女暴行事件に島ぐるみで怒りの決起

1995年に発生した痛ましいこの事件に対し、復帰後も絶えることのない米軍による事件、事故に対する県民の怒りが爆発、85,000人参加の県民大会が開催され、米軍基地の縮小・撤去、日米地位協定の改定を求めて島ぐるみで立ち上がりました。この県民の決起は日米両政府を震撼せしめました。

日米両政府は県民の怒りを鎮めるために、辺野古移設による普天間基地の返還を打ち出しました。



②大田昌秀知事が代理署名拒否

1995年は、米軍用地強制使用の手続きの一環である知事の「代理署名」の時期でした。知事は少女暴行事件への怒りと反戦地主の闘いを受けて、代理署名を拒否しました。政府は知事を提訴し、最高裁で代理署名拒否は違法との判決が出され、知事に代理署名を強要し強制使用の手続きを進めます。1997年の期限切れを前に、知事や反戦地主の頑張りで手続きは大幅におくれました。政府は前述77年の「米軍の不法占拠状態」の二の舞を避けるために、1997年の国会で法律の改悪を強行します。手続きが間に合わなくても引き続き強制使用ができるようにしたのです。それでも一部の基地で米軍の不法占拠を生じさせました。

2000年代の闘い

①オール沖縄の誕生へ

2009年の「普天間は最低でも県外へ」を公約にした鳩山由紀夫政権の誕生は、辺野古をめぐる局面の大きな転換になりました。県民は2010年に、保守

の知事も含め、全県41市町村長も参加して「普天間基地の県内移設に反対し、国外・県外への移設を求める」県民大会を開催しました。そこでは95,000人の大結集を勝ち取って政府に公約の実現を迫りました。さらに、2012年のオスプレイ配備に反対する県民大会には、故翁長雄志那覇市長（当時）をはじめ前回以上に保守系の人々も参加し、103,000人が大結集しました。また2013年には、県内41市町村長と41市町村議会議長が「辺野古反対！オスプレイ配備撤回」を掲げた「建白書」を安倍晋三首相（当時）に直訴する歴史的な闘いが実現しました。

そして2013年12月の、保守の仲井眞弘多知事の「県外移設」の公約の裏切りに対し、故翁長那覇市長（当時）をはじめ、自民党を離れた議員、更には経済界からも批判の声が上がり、従来の保守と革新の枠を超えた「オール沖縄」が誕生します。2014年の知事選挙での故翁長雄志知事の誕生に続き、県民は各種選挙で「辺野古新基地建設反対」の民意を示し、辺野古の現場では「勝つ方法はあきらめないこと」を合言葉に不屈の闘いを続けています。

オール沖縄の誕生は、労組、平和団体等の長年の闘いと、政府の沖縄差別政策による基地の押しつけへの県民の怒りの蓄積が結びつき、「辺野古に基地は作らせない！」と、ウチナーンチュとして心をつづにした固い決意があります。

②全国で辺野古新基地建設を阻止しよう

故翁長知事、玉城デニー知事は「辺野古埋立承認の取り消し」、「辺野古埋め立て承認の撤回」を行いました。しかし防衛省は、国民の権利救済の法律である行政不服審査法を悪用し、国土交通省はそれに基づいて、県の決定を取り消します。この違法な決定で現在も埋め立て工事が進行しています。

玉城知事は2021年11月に防衛省の「辺野古新基地建設のための設計変更」を不承認にしました。海面下90mの軟弱地盤は、世界にも例のない工事で技術的にも不可能だからです。これに対してまたしても国土交通相は防衛省の申し立てにより、不承認の取り消しを知事に命じています。

辺野古の問題は民主主義の破壊、法律の悪用による法治主義の破壊、地方自治の破壊、そして司法も政府の違法行為を容認する、まさに憲法の基本原則の破壊であり日本全体の問題です。

ことし3年ぶりに平和行進が行われました。地元紙には行進に手を振り「県外からも来ている人がいて、とてもありがたい。涙が出る」との記事が出ています。まさに県民の思いを代弁しています。

全国の平和フォーラム傘下の仲間みなさんが、沖縄県民の思いをしっかりと受け止めていただき、辺野古新基地建設阻止にむけて更に闘いを強化していただくことを強く訴えます。（きむら たつひこ）

植民地主義とアイヌ遺骨問題

先住民族アイヌの声実現！実行委員会・日本人類学会のアイヌ遺骨研究を考える会 出原昌志



アイヌ遺骨返還、再埋葬運動を牽引した
小川隆吉エカシと筆者

19世紀末から1970年代まで、旧帝国大学の人類学者たちが「研究のため」と称して、一方的にアイヌ民族の墓を暴き、遺骨の盗掘を行ってきました。2013年の文科省の調査では、北大、東大、京大、阪大など全国の12大学に1676体の遺骨と杜撰な管理でバラバラになって詰められた515箱の遺骨が「人骨標本」として留置されてきました。

この間、アイヌ民族によって遺骨返還が要求されましたが、大学などは門前払いの姿勢をとり、結果、アイヌ遺骨返還請求訴訟が杵臼、浦幌、紋別、旭川などから次々と起こされて、裁判和解で1割ほどの遺骨が出土地に返還、再埋葬されました。このことは当事者のアイヌ民族にとってとても大きな喜びと安心を感じさせましたが、「なぜ、盗まれた遺骨の返還を求めるのに、被害者が訴訟まで起こさなければならぬのか！墓を暴き盗んだ加害者が謝罪して返還することは当たり前のことだろう！」という不条理への怒りがあります。この裁判和解では大学による謝罪すら含まれていない悔しさが残ります。

こうした理不尽な盗掘は和人の遺骨に対しては行われていません。墓の盗掘は刑法の「重禁固刑」にあたる重大犯罪だからです。しかし、アイヌ遺骨に関しては、今日まで不問にされてきました。1869年にアイヌモシリが日本の国境内植民地として併合され、歴史的な権力関係とアイヌ民族差別の思想が過去だけではなく現在も継続しているからです。



20160717 再埋葬された墓のクイ（アイヌの墓標）

こうした他民族の遺骨の盗掘は、19世紀の欧米帝国主義国で始まりました。それは人種主義（生物学主義）、優生思想に基づいて、頭骨の形状や容量、また風貌などを「科学的」に計測することで、その人種の優劣が判明するという形質人類学、差別思想が一世を風靡しました。そして、劣等民族が淘汰されていくことは「優勝劣敗」の自然の法則であると、その植民地支配を正当化しました。この差別思想の結末が、ナチのホロコーストでした。

日本もアイヌモシリを「北海道」と名づけて一方的に併合して国境内植民地とし、アイヌ語やアイヌ名、伝統文化を奪って日本人化政策を強行し、さらに1877年の北海道地券発行条例ではアイヌ民族の生活と生業の拠点である土地をすべて国有化して奪い、その土地に大量の和人を移住させてコタン（集落）を破壊しました。1886年からの約30年間で、当時のアイヌ民族の人口は約1万7千人でしたが、190万人の和人が押し寄せました。アイヌ民族は荒れ地に強制移住させられて隔離され“すべて”を奪われました。この凄まじい植民地政策は民族絶滅政策と言っても決して過言ではありません。この破壊されたコタンの墓場から学者たちは遺骨を盗掘して研究し、「滅びゆく民族」のレッテルを貼りました。

現在、国際的には、先住民族の尊厳と人権に対する「歴史的不正義」を正すために、遺骨返還を行うことが国際的な人権基準のスタンダードになっています。「先住民族の権利に関する国連宣言」第12条には遺骨返還の権利が明記されています。しかし、日本では政府も学界も植民地主義を克服できずに遺骨を返還せず、当事者である日本人類学会は差別研究を一切反省せずに、アイヌ遺骨のDNAの研究利用を強く主張しています。

アイヌ施策推進法に謳う「アイヌ民族の誇り」の源泉は、アイヌ民族の歴史と文化であり、それは累々たる犠牲によって、アイヌ民族の文化と生き方を継承してきた先祖の営みを取り戻すことです。アイヌの先祖の遺骨の尊厳をこのように蹂躪していて、「アイヌ民族の誇り」などと口にできるものではありません。私たちは、国が謝罪し、その責任でアイヌ遺骨を出土地に返還、再埋葬を行うことを要求して闘ってきました。平和フォーラムにも署名や政府・学界を糾弾する集会に協力していただき、また政府とのチャランケ（交渉）にも積極的に参加していただいています。この問題は和人が解決すべき問題です。今後とも、みなさんのご理解とご協力を心からお願いいたします。